

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会定款第35条第3項の規定により、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 事務局は、茅野市塚原二丁目5番45号に置く。

(係の設置)

第3条 事務局に次の係を置く。

- (1) 総務・企画係
- (2) 日常生活支援係
- (3) 地域福祉活動推進係
- (4) 在宅福祉係

(事務分掌)

第4条 前条に掲げる係の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務・企画係

- ア 本会の運営全般に関する事。
- イ 定款その他の規定の制定、改正及び廃止に関する事。
- ウ 理事会及び評議員会に関する事。
- エ 役職員の研修に関する事。
- オ 社会福祉大会の開催に関する事。
- カ 予算の編成及び予算執行の適正管理に関する事。
- キ 会費の収納に関する事。
- ク 積立金の管理に関する事。
- ケ 財産の総括管理に関する事。
- コ 職員の人事に関する事。
- サ 職員の労務管理及び福利厚生に関する事。
- シ 職員の給与等並びに昇格及び昇給等に関する事。
- ス 安全運転管理及び教育訓練に関する事。
- セ 広報紙の発行に関する事。
- ソ ホームページの管理に関する事。
- タ 公印の管理に関する事。
- チ 文書の收受、発送及び管理に関する事。
- ツ 茅野市共同募金委員会の事務局及び配分金事業に関する事。
- テ 茅野市災害ボランティアセンターの設置に関する事。
- ト 保健・医療・福祉などの関係行政機関等との連携に関する事。
- ナ その他本会の庶務全般に関する事及び他の係に属さない事。

(2) 日常生活支援係

- ア 総合相談事業に関する事。
- イ シャララ・ほっとサービス事業に関する事。
- ウ 外出支援事業に関する事。
- エ 配食サービス事業に関する事。
- オ 生活困窮者自立支援事業に関する事。
- カ 暮らしのつなぎ資金貸付事業に関する事。
- キ 生活福祉資金貸付事業に関する事。
- ク 日常生活自立支援事業に関する事。

- ケ 法人後見事業に関する事。
- コ 茅野市・原村成年後見支援センターの運営に関する事。

(3) 地域福祉活動推進係

- ア 小地域福祉活動推進事業に関する事。
- イ 生活支援体制整備事業に関する事。
- ウ ひとり暮らし安心コール事業に関する事。
- エ 希望の旅事業に関する事。
- オ 家庭介護者交流事業に関する事。
- カ 福祉教育に関する事。
- キ 要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者、障害児、障害者及びひとり親家庭等の相談・支援に関する事。
- ク ボランティア・市民活動の相談・支援に関する事。
- ケ ボランティア・市民活動の調査、情報収集及び研究等並びに広報啓発に関する事。
- コ ボランティア・市民活動促進のための交流の場等の企画・実施に関する事。
- サ 地域における災害ボランティアセンターの設置に関する事。
- シ その他ボランティア・市民活動に関する事。

(4) 在宅福祉係

- ア 居宅介護支援事業に関する事。
- イ 訪問介護事業に関する事。
- ウ 通所介護事業に関する事。
- エ 介護予防・生活支援サービス事業に関する事。
- オ 一般介護予防事業に関する事。
- カ 障害者相談支援事業に関する事。
- キ 就労継続支援B型事業に関する事。
- ク 地域活動支援センター事業に関する事。
- ケ 介護技術その他サービスの向上に必要な研修に関する事。
- コ サービス調整のための関係行政機関又は医療機関等との連携に関する事。

(職員及び職制)

第5条 事務局に局長及び次長を置くほか、係に係長及び必要な職員を置く。

- 2 局長は、事務局を総括し、次長、係長及び職員を指揮監督する。
- 3 次長は、局長を補佐し、局長の命を受けて係長及び職員を指揮監督する。
- 4 係長は、上司の命を受けて分掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 職員は、上司の命を受けて分掌する事務を処理する。

(事業所に関する規定)

第6条 本会が運営する事業所の設置及び職員体制その他必要な事項に関する規定は、それぞれ別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成29年3月22日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会事務局規程(平成8年4月1日)は、廃止する。

附 則（平成31年3月18日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。